【仕様書叩き台】標準仕様書（機能） 05 収納管理

| 機能名称 | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | 選定地方団体_機能要件 B市 | C市 | D市 | E市 | H市 | I市 | 標準化検討 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 構成員　叩台ご意見（例的） 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5. 決算 | | | | | | | | | | | | |
| 5.1. 繰越処理 | | | | | | | | | | | | |
| 5.1.1. | 年度繰越処理 | 過年度分の繰越調定を抽出し、繰越処理ができること。過年度分の過誤納未処理分を抽出し、繰越処理ができること。<br><br>現年度分の繰越調定を抽出し、繰越処理ができること。現年度分の過誤納未処理分を抽出し、繰越処理ができること。<br><br>過年度分の過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。現年度過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。<br><br>会計年度が未来（現年度の翌年度）となっている調定情報と納付情報について、会計年度を未来にする（繰越する）機能があること。（住民税特別徴収の４・５月分を想定）<br><br>繰越額・対象者が確認可能な帳票を出力できること。<br><br>保存年限を超える完納分・不納欠損分等が削除できること。 | | 【決算帳票出力】<br>190. 各税科の決算にともなう帳票が出力できること。<br>【繰越処理】<br>191. 地方自治法に基づく適正な繰越処理（過年分:3月末、現年分:5月末）を行うことができること。<br>【繰越額確認票】<br>192. 繰越額の確認可能な帳票の出力ができること（未納者リスト及び徴収実績表）。<br>【住民税（特徴）優遇対象者リスト作成】<br>193. 住民税（特徴）の４月５月調定に対し、前年度３月までに納付が発生している義務者をリストで出力する。翌年度の会計に振替る際の資料として使用する。（EUCでの対応も可）<br>【滞納繰越分決算書】<br>194. 滞納繰越された金額・件数を集計し、決算書を作成する。<br>【年度切替処理】<br>197. 滞納繰越分及び現年分について、年度切替処理を行い、決算時点の各種金額を保存する。 | 9.4　（滞繰決算時）前年度滞納繰越の収入未済分を、翌年度の滞納繰越分として年度切替処理ができる。<br>9.4　（現年決算時）前年度現年の収入未済分を、翌年度の滞納繰越分として年度切替処理ができる。<br>9.4　（現年決算時）市町村民税・道府県民税（給与特別徴収）4.5月分の収納済額を翌年度へ切替できること。<br>9.4　年度切替後の調定表・日計表が出力できる<br>9.4　欠損予定を欠損へ切り替える。<br>9.4　前年度歳入の還付未支払分を翌年度歳出へ切替できること。<br>9.4　年度切替後の繰越該当者リストが出力できる<br>9.4　年度切替後の時効切れ該当者リストが出力できる | 年次決算　年次決算処理<br>163. 滞納繰越を調定情報をもとに、個人番号・科目ごとの滞納調定情報が作成できること。また、ＣＳＶデータとして出力ができること。 | 171　滞納繰越年度の決算処理を４月初旬に、決算基準となる日を３月末日で行えること<br>172　現年度の決算処理を６月初旬に、決算基準となる日を５月末日で行えること<br>173　会計年度の期間末日から決算処理までの間も、決算に影響を与える業務が通常通り行える、または代替となる方法があること<br>174　決算処理日で過誤納付の処理が未完了となっているもの、納付額中未還付未充当のものであるとして、決算処理すること<br>175　決算基準となる日で時効となっているものを、不納欠損にすること<br>※滞納管理システムとの連動でも可"<br>176　未納であり、時効でない、未納を次年度に繰り越すものを、年度繰越時就課調定額にすること<br>177　繰越後の収納情報と納付情報が、滞納システムと連動し同一のものとなっていること<br>178　収入金と一致しない差分を控すことを目的に、収納情報または納付情報を検索する機能があること<br><br>170　会計年度が未来（現年度の翌年度）となっている収納情報と納付情報について、会計年度を未来にする機能があること<br>※課税した年度と会計年度が変わるパターンとして、<br>①給与特徴４・５月分②給与特徴納期の特例分が考えられる。<br><br>179　科目・年度別に、『就課調定額と件数・就課納付額と件数・就課納付額中未還付未充当額と件数・（就課納付額－就課納付額中未還付未充当額）とその件数・不納欠損額と件数・滞納繰越額と件数』を、帳票に出力する機能があること | 236:過年度分の繰越調定を抽出し、繰越処理ができること。過年度分の過誤納未処理分を抽出し、繰越処理ができること。<br>237:現年度分の繰越調定を抽出し、繰越処理ができること。現年度分の過誤納未処理分を抽出し、繰越処理ができること。<br>238:過年度分の過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。現年度分の過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。<br>239:保存年限を超える完納分・不納欠損分等が削除できること。その際、削除データは保存できること。保存年限については、各市ごとの税目ごとに設定できること。<br><br>221:個人市民税給与特徴の翌年度期別調定に今年度収入があったものを抽出して集計し、特徴４・５月分リストが出力できること<br>（翌年度の会計に振り替える際の資料として使用）<br>222:４月・６月の年度切り替え時に以下のデータおよびリストを出力すること。<br>・過納繰越<br>・滞納繰越<br>・法人市民税内訳<br>・未納総集計<br>・還付未済の明細<br><br>・欠損<br>224:個人市民税の滞納繰越分について指定された対象年月の収入額を調定年度別に集計したデータの出力ができること。（県への報告に使用） | 未納分となった対象を次年度会計へ繰り越し、管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br>また、特別徴収の場合、旧年度就課・新年度調定分とな4～5月分について、既に収入があるものは収納額も新年度分の収入として自動で繰り越されること(4～5月分の収入を手作業で消込・修正等をする必要がないこと)。 | 過年度の繰り越しを現年度へ反映し継続して収納業務にあたるために、年次切替（繰越）は必須機能であると考えます。 | ＜検討事項＞<br>①都道府県報告含め、対応すべき処理が必要か分か確認 | ①<br>・住民税特別徴収の納期特例で収納した分も翌年度収入に切替できること（現行システムでは12月～翌年5月分の納期特例のうち12月～翌年3月分まで納付されると現年に入ったものと集計される）（D市）<br>・繰越処理について現年度分と過年度分を分けて個別に処理を行う為と解釈。その点を明記していただきたい。（D市）<br>・現年度分と過年度分については、現年度調定（過年度分も含む）と滞納繰越調定と解釈。その点についても仕様書に明記していただきたい。（D市）<br>・過誤納未済分の抽出及び繰越処理については、抽出機能は必要。繰越処理については詳細が不明だが、過年度会計において収納した税等について生じた過誤納金を、管理及び還付・充当の処理ができれば問題ない。（D市）<br>・収納システムから会計システム間に出力する帳票等を出力（パラメータで設定）と収納登録日と就課年度から自動的に現年分と過年度分に分けて集計した数字を印字すればよいと考えます。収納システムにおいて年度繰り越しの際に必要な処理は欠損処理だけではないでしょうか（H市）<br>**【提案】APPLI修正案（提案分を追加）で必要十分か**<br><br>・調定繰越の際に不能欠損処理（現年度中に時効を迎えた調定について、繰越調定から除外する処理）を行っているが、当該処理の際に不能欠損調定について抽出し、時効の事由（５年時効、執行停止中の５年時効、執行停止後３年経過、即時）毎に集計し、県への報告等にも活用している。そのため、当該集計業務に必要な機能を仕様書に盛り込んでいただきたい。（D市）<br>**【提案】不納欠損調定を抽出して時効の事由ごとに集計する要件をたたき台に追加する**<br><br>・「過誤納未処理分」とは還付決議済、還付未済分の過誤納分を指しているという認識で良いか。現行システムでは還付未決議のまま年度繰越することができないため、年度末時点での過誤納分は必ず還付決議処理がされた状態である。（I市）<br>**【事務局】過誤納"未処理分"は過誤納"未済分"とたたき台を訂正する**<br><br>・「保存年限を超える完納分・不納欠損分」は保存年限のみではなく、可能な限りデータ保存されることが望ましい。（I市）<br>**【提案】完納分・不納欠損分等の情報は、保存年限等業務上必要な期間まで保存することに修正する。**<br><br>**【APPLI修正案】**<br>**・年度末（3月31日）や出納閉鎖（5月31日）から繰越処理までに調定異動処理や消込処理を保留している自治体様もいらっしゃいます。**<br><br>**・繰越処理を行うまでの間、調定異動、消込処理を保留できること**<br>**・消込処理の保留について出納日時点の未納額で滞納繰越処理ができれば不要となる課題ですので**<br>**締日（調年分の締日、滞納分の締日）を管理できること**<br>**・締日時点の未納額を把握できること**<br>**・締日時点の未納額で滞納繰越できること**<br>**をご要件に追加いただくことも合わせてご検討ください。** |
| 5.1.2. | 延滞金調定の繰越 | 確定延滞金・督促手数料について、未納分を抽出し、繰越処理ができること。 | | | | | | | 確定した延滞金について、年度内に納付がなかった場合、翌年度に繰越できること。 | 確定延滞金、督促手数料についても本税と同様に収納対象となります。一構成員の仕様に記載がありますが、左記機能は必須であると考えます。 | ＜検討項目＞<br>①なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | 追加論点なし |
| 5.2. 調定処理 | | | | | | | | | | | | |
| 5.2.1. | 調定情報管理 | 課税側から作成された調定情報に対して、調定情報の修正ができること<br>調定情報の新規登録ができること。<br><br>期間を指定し、調定情報の異動情報が抽出できること。 | 1.2 | 【税額変更】<br>22. 納期変更の異動ができること。<br>【納期限管理】<br>23. 各税目の納期限の設定ができるようにする | | 調定・収納状況 名寄収納状況<br>38. 返戻・公示・停止・納期限変更ができること。<br>その他異動 調定異動<br>107. 就課側から作成された調定情報に対して、以下の情報をオンラインより修正できること。<br>「調定額」「督促料」「延滞金」「納期限」「法廷納期限」「指定納期限」「延長納期限」「変更納期限」「更正日」「更正事由」「決算区分」「前回時効中断日」「前回時効中断理由」「最新時効中断日」「最新時効中断理由」「不納欠損日」「不納欠損事由」「督促発行日」「催告発送日」<br><br>異動累積リスト作成 調定異動累積データリスト作成<br>154. 指定された年月の調定異動のデータリストを作成できること。<br><br>データ抽出機能 データ抽出機能<br>183. 科目を指定して、更正年月日または処理年月日の範囲指定で徴収簿異動一覧表が作成できること。また、ＣＳＶデータとして出力できること。 | 30　オンライン入力で収納情報を、作成・修正にする機能があること<br><br>97 収納情報をオンライン入力で修正する機能があること | 44:調定情報の新規作成・既存データの税額更正ができること。その際、<br>使用権限等で使用者を限定できること。<br>45:就課システムがない税目（たばこ税・入湯税等）の調定が作成できること。<br>51:就課側システムが対応しない年度の税額更正・新規調定データが登録できること。<br>また、返還金を行うため、既に消込済状態となった収入金が登録できること。 | 収納システムの調定情報（金額・納期・期別など）を更正できること。<br>調定額の修正・異動処理ができること。 | 調定情報は全ての基礎となる情報であるため、管理機能は必須であると考えます。 | ＜検討事項＞<br>①収納側で更新できる情報に制約はあるか<br>②検討対象となっている税目において、新規登録する要件はあるか<br>③その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | ①<br>追加論点なし<br><br>②<br>連携エラー時や配当割遅付データ作成時など、必要あり<br><br>③<br>とくになし<br><br>**【事務局】たたき台としては修正なしとする** |
| 5.2.2. | | 調定の按分処理ができること。<br>按分対象：<br>・固定資産税・・・固定資産税/都市計画税<br>・個人市町村民税・・・市町村民税/道府県民税 | | 【収納情報管理】<br>39. 国保、法人の調定と収入が按分された帳票を税目別、会計年度、現年、任意の日を設定し作成できること。<br>（任意の日での抽出は必須ではないがあれば望ましい） | 9.4　年度切替後の固定資産税の按分調定表（固定資産税・都市計画税）が出力できる<br><br>9.4　年度切替後の固定資産税の按分調定表（固定資産税・都市計画税）が出力できる | 調定・収納状況 科目別収納状況<br>43. 税額・収納額按分内訳の照会ができること。（市町村民税・道府県民税・固定資産都市計画税・国保税） | | 以下について、調定の按分処理ができること。<br>・固定資産税・・・固定資産税（土地・家屋/償却資産）/都市計画税<br>・個人市民税・・・市民税/都民税、普徴（年金特徴含む）/給与特徴 | 複数の構成員の仕様に記載がありますが、決算・会計監査等の対応に必要と想定しています。 | ＜検討事項＞<br>①按分した数字がどのタイミングで必要となるか、要確認（年次の会計監査の対応で十分か）<br>②按分対象は必要十分か | ①<br>・任意のタイミングでの出力が必要（D市・E市・H市・I市・J市・K市）<br>・按分率を設定できる必要あり（E市・K市）<br><br>**【提案】処理タイミングを5.2.3で検討**<br>**【提案】按分率の設定を必須要件としてたたき台に追加する。**<br>**【提案】指定都市要件として、行政区ごとの按分集計を追加する。** |
| 5.2.3. | 調定表作成 | 科目別・年度別・期別の調定表の出力ができること。<br>・調定表<br>・調定区分表<br>・調定増減表 | 7.4.12 | 【調定表作成】<br>204. 指定した税目の調定表を作成する。 | 【対象帳票】<br>・按分調定表<br>・調定表<br><br>（全体）<br>・税目別、現・滞、調定年度で抽出できる<br>・行政区別で抽出できる<br>（町名ごとの区分及び合併前地域ごとの抽出）<br>・○月○日～△月△日の期間で抽出できる<br>・○月○日現在で集計できる<br>（按分調定表）<br>・調定（都計・固定）※算定根拠もわかるとよい<br><br>（税目別集計表）<br>・納付種類別で抽出できる | 155. 調定増減表が作成できること。前回作成日からの調定額の増減表）また、ＣＳＶデータとして出力ができること。<br><br>調定収納簿作成 調定収納簿作成<br>165. 指定された会計年度の調定データとそれに対応する収納履歴を一覧表示する調定収納簿を出力できること。<br><br>188. 指定した期間に不納欠損処理された調定について、科目・年度ごとに件数・欠損額・納税義務者数を集計した集計表が作成できること。また、ＣＳＶデータとして出力できること。 | 168　調定額等集計表：就課した年度・就課根拠の年度・就課の期別・科目に分けて、就課調定額・就課納付額・延滞金納付額・過誤納金処理済（充当・還付）額・年度繰越時就課調定額・年度繰越時就課納付額を、画面または帳票に出力する機能があること | 227:指定月の調定・収入・還付・充当状況が集計できること。日計表とのチェックに使用する。 | 随時のタイミングで調定額に関する、年度、科目毎の期別集計表を作成できること。 | 調定資料については多様なため、WTにて必要十分なものを議論します。 | ＜検討事項＞<br>①システム対応すべきもの、システムから出力後にシステム外で集計するものの仕訳が必要 | ①<br>・内訳がある科目についてはその内訳も出力できると良い（D市）<br>・市県民税、固定資産税は按分後の数値が記載されている。（延滞金を含む）。法人市民税は均等割と法人税割の内訳調定額を記載。（K市）<br>・調定の按分についてはシステム外で計算・集計（I市）<br>**【提案】たたき台の順序を最序（必須）にする**<br>**【提案】市県民税、固定資産税は按分した数字も出力される旨を追記する。**<br>**【提案】法人市民税は内訳の出力を記載する。**<br><br>・任意の時点における抽出機能が必要。調定増減表については任意の期間における増減額を抽出できる機能が必要。（D市）<br>・法人市民税：①「法人市民税収入状況（調定）表」（年度、収入年月日で抽出）、「法人市民税滞納状況（調定）表」（年度と締め日で抽出）の２種類で確認（I市）<br>**【提案】任意の時点・期間指定での抽出を追記する。**<br><br>・調定表における出力項目は調定額以外の収入額、未納額（J市）<br>**【事務局】収入額、未納額に出力について、根拠町で検討。**<br><br>・月計表で、月・会計年度、税目、現年・過年・繰越ごとに調定額、収入額、過誤納額、還付額、不納欠損額、執行停止額、純未済額を確認している。月計表を会計年度ごとに集計した累計表を作成している。（2.1.16の記載の通り）（K市）<br>・純未済額＝調定額-純収入-不納欠損額-執行停止額（K市）<br>**【事務局】月計表（2.1.16）で記載。**<br><br>・出力された月計表や累計表の数値を修正できる機能。（K市）<br>・決算時には決算書を出力できること。また、その際、還付未済額については調定と純収入を増、過誤納を減にした処理を行うこと。（K市）<br>**【確認】年度繰越処理（5.1.1）、調定情報管理（5.2.1）の記載で十分か** |
| 6. 交付 | | | | | | | | | | | | |
| 6.1. 納付書等発行（再発行） | | | | | | | | | | | | |
| 6.1.1. | 納付書即時発行 | 納付書の出力ができること（金融機関・郵便局・コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した統一様式の納付書を出力できること）。<br>選択した期別、全納、一部納付の納付書が出力できること。<br>出力の際、プレビュー表示ができること。<br>出力の際、調定額を変更して出力できること。<br>未納調定がない場合は出力を抑止できること。<br>当初就課処理後、納入通知書が発送されるまでの間は、現年度の納付書の再発行を制限できること | | 【就課情報当初登録】<br>10. ゆうちょのカク公に対応できること。<br><br>【納付書再発行】<br>100. 納付書の再発行ができること（金融機関・郵便局・コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した統一様式の納付書を出力できること）。<br>また、出力イメージをプレビューできること。<br>選択した期別または、全納の納付書、及び選択した期別の督促状を再発行できる。<br><br>住民税（普徴）固定（復却）に納期前延滞金がある時は、延滞金額に表示する。<br><br>【金額指定納付書発行】<br>101. 金額を入力すると、設定した優先順位（税目・年度）に従って金額を振り分け、納付書を複数枚作成する。 | 9.5.2　納税義務者からの申請を受付け、納付書を再発行する。<br>9.5.2　当初就課処理後、納付書が発送されるまでの間は、納付書の再発行を制限できること | 発行 全般<br>62. 即時発行時に出力イメージをプレビューできること。<br><br>63. 即時発行帳票の種類によってプリンタトレイの自動設定ができること。<br><br>64. 電子公印へ対応していること。<br><br>66. 即時発行時に部数指定で発行ができること。<br><br>納付書 再発行<br>81. 「一般納付書」「コンビニ納付書」<br><br>84. 発行時に金額の訂正ができること。<br><br>納付書 分割納付書発行<br>85. 金額を指定することで、未納調定より指定された金額分の納付書が自動的に作成できること。 | 146 金融機関で納付するための、納付書を印刷する機能があること<br>147 郵便局で納付するための、納付書を印刷する機能があること<br>148 コンビニエンス用のバーコード（本税、延滞金）を印刷できること<br>149 収納情報を指定して、納付書をオンラインで発行する機能があること<br>150　納付書に税目名・年度・期別・納期限・就課納付額・延滞金納付額を印刷すること<br>151　納付書の就課納付額と延滞金納付額を、変更指定して印刷する機能があること<br>152　郵送用送付先には、指定された送付先や納税管理人等が優先して印刷されること<br>153　指定された送付先や納税管理人等が納税義務者名と異なる場合は、併記されること<br>155　納税義務者名が印刷されること<br>156　領収書と領収済通知書が一対であるように、印刷項目が同一であること<br>157　消し込み処理に必要な項目が印刷されていること | 180:指定された調定について納付書（共通様式）が出力できること。<br>183:年度指定できること。<br>184:手入力で発行日、指定期限、延滞金計算日を指定できること<br>185:指定期限については、デフォルトで発行日から一定の日数を自動設定できること（土日祝日を加味する）。<br><br>188:入力した税目、納期限の範囲から未納データの納付書を、選択した全対象者分を一括作成できること。<br>また、延滞金有無設定及び日付設定が可能であること。<br>189:選択した対象者の選択納期に、未納保険料がないもしくは就課金額がない場合に、エラー表示がされること。エラーデータが出力されること。 | 納付書、郵便払込用紙を個別に発行できること。また、納付期限を任意に設定できること。<br><br>作成する納付書は以下に対応できること。<br>①任意の金額で窓口領収したとき、任意の条件（納期限順・年度税目順含む、本税→延滞金・本税先行、納付区分等）で納付書が発行できること。②税変換、税変後の金額で納付書が作成できること。 | 徴収のため、納付書の発行機能は必須であると考えます。<br>納付書は日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が定める様式が標準である想定です。 | ＜検討事項＞<br>①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか<br><br>＜確認事項＞<br>・金額指定納付書の運用は一般的か（B市）<br>⇒I市にあるような、窓口での領収を想定したものか？<br>・納期前延滞金とは？（B市）<br>・未納データの一括抽出、一括出力とは、催告とは異なる運用か？（H市の運用） | ①<br>・差押え等の充当用納付書が必要（B市）<br>**【確認】滞納からの還付を要件化する場合、その運用の方が望ましいか。**<br>**【提案】一般の納付書で対応可能ではないか。**<br><br>・延滞金について、出力するか否かを選択する機能が必要。（延滞金が未確定の場合や滞納者で本税・督促を優先する場合に必要）（E市）<br>**【事務局】6.1.6（延滞金）にて検討**<br><br>・納期限直前や納期限後に発行する際に、コンビニで使用可能・不可能を切り替えて納付書を発行できる機能が必要。<br>・納付書の使用期限（指定期限）を指定できることも明記すべきだと考えます。（H市）<br>**【事務局】6.1.5（コンビニ）にて検討**<br><br>・金額指定納付書は運用している（C市・E市・I市）<br>**【提案】たたき台は、金額を変更して発行できる、という要件とする。（"調定額"を"納付額"に変更）**<br><br>・任意のソート順で抽出した未納明細において、指定金額の範囲内で順番に割り振り、一括して納付書を発行する機能が必要。なお、割り振り後に微調整する機能や、本税と督促手数料を優先して割り振る機能も必要。（E市）<br>・未納データの一括抽出、一括出力とは未納分の期別をすべて選択して納付書を一括で印刷できる機能のことですが、滞納システムでの機能です。（H市）<br>・未納分全部を納付・再発行郵送希望の際に、未納分を一括で選択し、出力できる機能が必要。（納税義務者検索一未納分一括発行）（J市）<br>・CSVリストの読み込みによる一括発行、口振不能者等条件抽出による一括発行要件に記載したい。（主な利用機会：口振不能後の納付書発行）<br>**【提案】未納分を抽出した一括発行、CSV読み込みによる一括発行はオプションとして定義する** |

【仕様書叩き台】標準仕様書（機能） 05 収納管理

| 機能名称 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | 選定地方団体_機能要件 | | | | | | 標準化振替検討 | | 構成員　訂前ご意見（抜粋） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | B市 | C市 | D市 | E市 | H市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
| | | | | | | | | | | | | | ・機能として滞納処分の執行停止中の期別であっても納付書が印刷できることを明記することがよいと考え系す。（H市）<br>【事務局】進捗。出力されることを想定している。<br><br>・本税未納の状態でも延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納付税額として変更して出力できることを含む。（K市）<br>【確認】どのようなときに必要となるか。他の構成員でも必要か。<br><br>・口座振替登録がある納税義務者に対して納付書の再発行をする場合は、注意メッセージ（確認アラーム）を表示すること。（K市）<br>【確認】オプションと定義することで問題ないか。ほかに警告表示の要件はあるか。<br><br>法人市民税：現状、法人市民税は地方税法施行規則で様式が決まっているため、他税目との統一様式は不可。また、「マル公」マークの納付書のため、法人市民税単体の納付書であっても、全国各地の銀行等で使えるものではない。今後、全国標準化を目指す上で、全国各地の銀行等で使用できる「カク公」マークの納付書を出力できると望ましい。（I市）<br>【事務局】法人の納付書は法人II市にて整理<br>【事務局】カク公納付書の扱いについては今後検討する。<br>【事務局】夫婦納税における就職税目の納付データの登録について、別途要件化を検討する（予定） |
| | 6.1.2. | | 郵便振込票の出力ができること。<br>出力の際、プレビュー表示ができること。<br>出力の際、調定額を変更して出力できること。<br>郵便振込票にはOCRを出力できること。 | | 【郵便振込票（様式）】<br>72.郵便振込票はＯＣＲで読込むことができること。<br>【郵便振込票発行（再発行含）】<br>102.郵便振込票の発行ができること（マルチペイメント対応）。また、出力イメージをプレビューできること。 | | 納付書 発行<br>80.発行時に、納付書の種類を郵便振替用紙等に変更できること。<br>「郵便振替納付書」を即時出力できること。 | | また、郵便払込書の出力ができること。 | | 複数の構成員の仕様書にも記載されており、郵便局での振込票のシステム出力は必須機能であると考えています。 | | 【事務局】払込取扱票に訂正<br><br>・OCR出力可能か？（I市・J市）<br>【確認】B市では対応していると想定。他の構成員ではどうか？ |
| | 6.1.3. | 納付書仕様 | 納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に対応していること。 | | 【賦課情報当初登録】<br>9.金融機関・郵便局・コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した統一様式の納付書を出力できること。<br>（個人住民税（普徴）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、児童館使用料、下水道受益者負担金・分担金、学童保育料、高齢者福祉サービス利用料、ケーブルテレビ利用料、地デジ再送信施設維持管理分担金、奨学金返戻金）。<br><br>【コンビニ収納】<br>56.金融機関・郵便局・コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応していること。<br><br>【コンビニ収納】<br>105.コンビニ収納にも対応した分納納付書が発行できること。また、出力イメージをプレビューできること | | 納付書 発行<br>79.マルチペイメント様式で納付書が作成できること。 | | 87:コンビニ収納・マルチペイメント・クレジット対応の納付書の出力ができること。<br>183:帳票の形式は、ＭＰＮ対応レイアウトにも対応できること。 | 納付書はMPN様式に対応していること。 | 今後のキャッシュレスの推進／住民の利便性に鑑み、納付書のマルチペイメントネットワーク対応は必須機能として考えています。<br><br>納付書は日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が定める様式が標準である想定です。 | <検討事項><br>①マルチペイメントネットワーク様式統一の方向で問題ないか | ①追加論点なし |
| | 6.1.4. | コンビニバーコード仕様 | *納付書の納期限とは別に、コンビニバーコードの使用期限を管理できること。使用期限については、任意に変更できること。* | | 【コンビニ収納】<br>106.コンビニ収納に対応した納付書のコンビニ納付期限日付設定ができること | 9.5.2　コンビニ使用期限が設定できること | | | 86:コンビニ等の収納代行会社の委託者コードの変更に対応できること。 | 納付書の納期限とは別に、コンビニバーコードの使用期限を管理（参照、登録、修正、削除）できること。使用期限については、任意に変更できること。 | コンビニ収納は実施しない自治体もあるため、オプション機能を考えています。 | | 【事務局】コンビニ納付機能は必須とする |
| | 6.1.5. | | *以下の場合にはコンビニバーコードを出力しないよう制御できること。<br>・30万円を超える場合<br>・コンビニ使用期限を経過している場合（再発行時）* | | | | | | | 以下の場合にはコンビニバーコードを出力しないよう制御できること。<br>・30万円を超える場合<br>・コンビニ使用期限を経過している場合（再発行時）<br><br>※上記条件でコンビニバーコードを印字しない場合は、コンビニ納付ができない旨を印字すること | コンビニ収納は実施しない自治体もあるため、オプション機能を考えています。 | | 【事務局】コンビニ納付機能は必須とする<br>【事務局】使用期限経過の場合は、使用期限を変更して出力できるという要件に変更する。 |
| | 6.1.6. | 延滞金 | 本税と延滞金・督促手数料を収めることができる納付書を出力できること。<br><br>本税が完納し、確定延滞金又は督促手数料のみが未納の調定を抽出し納付書を出力できること。 | | 一部納付用・延滞金のみ・督促手数料のみの納付書も発行できる。 | | 納付書 再発行<br>82.延滞金計算済納付書の再発行が即時にできること。<br>83.附帯金のみの納付書を作成できること。 | | 195:延滞金のみ未納の期別について、一括で延滞金未納納付書を作成できること。ただし、既発行期別は除く。また発行一覧も出力できること。<br>196:延滞金のみ未納納付書に同封するお知らせ文書（延滞金の計算過程を含む）を作成できること。 | 本税、延滞金等の納付書を発行できること。 | 延滞金や督促手数料を徴収するために必要な機能であると考えます。 | <検討事項><br>①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | ・任意の日付において延滞金計算し、出力できる機能が必要（D市）<br>・延滞金は任意の日付時点の金額で納付書を発行できること（E市）<br>【事務局】延滞金計算は4.1.2で記載。<br><br>・本税に確定延滞金が発生している場合、本税の納付書発行にあたり確定延滞金を掲載するかどうか選択できること（E市）<br>【提案】上記機能をたたき台に追加する。 |
| | 6.1.7. | 軽自動車税 | 軽自動車継続検査証付き納付書を出力できること。 | | なお、軽自動車税については、継続検査票付納付書の再発行ができること。<br>103.軽自動車税については、継続検査票付郵便振込票の発行ができること。 | | | | 187:軽自動車の登録状況および納付状況を踏まえて、複数年度分の軽自動車継続検査証付き納付書が作成できること。 | | 軽自動車税個別の要件として、検査証付きの納付書の発行が必要と考えます。 | <確認事項><br>・複数年度分の軽自動車継続検査証付き納付書とはどのような運用か（H市の運用） | ・継続検査用納税証明書の有効期限が適切に判定されて印字されること（不要な車種や発行時点で過年度未納がある場合は日付が入らない設定）（D市）<br>・複数年度の継続車検証付納付書はありません。（H市）<br>・過年度含めて完納であることが証明書の発行条件であるため、当年度のみ納付済み、過年度未納の対象者に継続検査用納税証明書を渡さないような運用をしている。（I市）<br>・複数年度分滞納している可能性もあるので、当市でも複数年度分納付した際に使用できるよう軽自動車継続検査証付き納付書を発行（K市）<br>【提案】D市の機能をたたき台に追加する |
| | 6.1.8. | 固定資産税 | 固定資産税の共有宛名に対しても納付書を出力できること。 | | | 9.5.2　固定の共有員宛名でも納付書が発行できること。 | | | | | 一構成員の仕様に記載がありますが、固定資産税において、物件の共有者宛に納付書を発行している場合があると想定します。詳細については右記で検討します。 | <検討事項><br>①共有者あてに納付書を交付する運用は一般的か、要確認<br>（特に4月の民法改正後の解釈を確認） | ①追加論点なし<br><br>【提案】義字を昌字（必須）にする |
| | 6.1.9. | 市町村民税給与特別徴収 | 市町村民税（特別徴収）の納付書を出力できること。<br>納期特例の納付書も出力できること。 | | 【特徴納付書発行】<br>109.特徴分の納付書発行にも対応できること。 | | | | 179:市町村民税・道府県民税（特徴）の納期特例の納付書が発行できること | | 複数の構成員の仕様に記載がありますが、市町村民税（給与特別徴収）について納付書での納付を実施する場合があると想定しています。詳細については右記で検討します。 | <検討事項><br>①納期特例用に納付書を交付する運用は一般的か、要確認 | ①追加論点なし<br>※用語については統一する。（個人市町村民税） |
| | 6.1.10. | 合算納付書 | *複数期別を纏めた納付書を出力できること。* | | | | | 159　複数の年度・税目・期別を纏めた納付書の番号等から、どの年度・税目・期別・本税（料）・延滞金を発行したか簡易な方法で検索できること | 190:複数期別の納付書を一枚に出力できること。（最大８期別）<br>186:同一年度、同一税目、複数期別のコンビニ納付書が一枚で出力できること。<br>225:集合型納付書で徴収した税について、財務での収入を構成するためのリストが作成できること。 | | 複数期をまとめた合算納付書。運用していない自治体も多いと想定されるため、オプション機能を想定しています。 | <検討事項><br>①複数期別をまとめた場合、消込はどのように行っているか、要確認<br><br><確認事項><br>財務で更正を行うリストとはどのようなものか（H市の運用） | 【事務局】2.1.1にあった通り、合算納付書及びそれに対応する消込について、必須要件として定義する。<br><br>※H市記載の８期～12期は固保税に関する要件か？ |
| | 6.1.11. | 発行情報・送付状況管理 | 選択した対象者に対して発行した前納・期別・分割・一括納付書・督促状・催告書の履歴が確認できること。 | | | | 86.納付書発行時に滞納管理と連携して経過記録への登録有無を随時選択できること。 | | 20:選択した対象者に対して発行した前納・期別・分割・一括納付書・督促状・催告書の使用状況が確認できること。 | | 納付書の発行を管理するため、履歴管理機能は必須であると考えます。 | | ・実務上必要であると考える。発行履歴を編集して加筆修正が可能であること。（再発行の経緯など必要な情報を記録したいため。）（E市）<br>【確認】他の構成員でも必要な機能であるか。<br><br>・催告書は滞納システムの問題で収納システムには不要と考える。（H市）<br>【事務局】催告は収納側では発行しないと考えられるため、削除する。 |
| 6.2. 証明書発行 | | | | | | | | | | | | | |
| | 6.2.1. | 各種納税証明書発行 | 指定した科目・年度（賦課年度/調定年度）の納税証明書を個別に発行できること。<br>市税の未納がない証明（完納証明）を発行できること。<br><br>*滞納処分を受けたことがない証明書を発行できること。*<br><br>発行時にプレビュー表示できること。<br>出力の際、宛名・金額を変更して出力できること。 | 6 | 【納税証明】<br>121.料金等の納付証明書の発行ができること。<br>122.過年度も含め、年度、対象科目（税目）を指定して納税証明が発行できること。<br>124.あて名・納付額等の一時修正ができること。あて名は最新情報を取得すること。<br>【完納証明】<br>130.完納証明書 | 9.5　納税義務者からの申請を受けけ、納税証明書を再発行する<br>9.5　当初賦課処理後、納付書が発送されるまでの間は、証明書の発行を制限できること | 発行 全般<br>62.即時発行時に出力イメージをプレビューできること。<br>63.即時発行帳票の種類によってプリンタトレイの自動設定ができること。<br>64.電子公印へ対応していること。<br>65.システム上、証明類は過年度分（現年度分もあわせて５年間程度）に対応できること。<br>66.即時発行時に部数指定で発行ができること。<br><br>証明書 納税証明<br>67.調定年度単位で指定した税目の「納税証明書」を即時発行できること。<br>69.証明書発行時に金額の訂正ができること。<br>70.備考文の記載ができること。<br><br>証明書 滞納のない証明<br>71.「滞納なし証明書」を即時出力できること。<br>72.証明書発行時に金額の訂正ができること。<br>73.備考文の記載ができること。<br>75.証明書発行時に金額の訂正ができること。<br>77.納付証明書については、納付日の集計範囲の変更が随時できること。（初期表示は１月１日～１２月３１日）<br>帳票発行 個人都道府県民税払込明細書作成<br>159.個人都道府県民税払込明細書を作成できること。 | | | 指定した科目・年度（賦課年度/調定年度）の納税証明書を個別に発行できること。<br>また、市税の未納がない証明を発行できること。<br><br>証明書の名義の共有者間の切り替えについて、標準対応していなければ個別で入力して変更できること。 | 納税証明書の交付は、必須機能と考えます。<br><br>滞納処分を受けたことがない証明書の交付は、 洒類の販売業免許等の申請等に用いられることから、必要性が高い機能と考えます。<br>運用していない自治体が想定されるため、オプション機能を想定しています。 | <検討事項><br>①証明に記載すべき住所は、宛名の最新住所か賦課期日の住所か、どちらが一般的か。<br>②運用として、共有者へ納税証明書を発行する場合、どのようなやり方が一般的か。<br><br><確認事項><br>・個人県民税払込明細書とはどういったものか（D市） | ①<br>最新宛名とする。<br>【確認】D市の住民税のみ賦課期日の掲名（調住所への切り替え可能）。他の構成員でも切り替えるニーズはあるか。<br><br>②<br>・納税義務者ごとに発行しているため、例えば「Ａ・Ｂ」共有の納税証明書は<br>　・氏名欄「Ａ・Ｂ」の連名<br>　・住所欄「Ａの住所（代表者の住所）」<br>で発行している。（C市）<br>・代表者だけでなく構成員の情報からでも、該当案件が検索できるような運用。（E市）<br>・共有構成員からの申請の場合は共有構成員になっている部分のみ発行。単有と共有を持っている場合は、申請者の希望で１行にまとめるか２行に分けるか変更している。（F市）<br>・賦課側で設定された宛名情報のとおり、納税義務者欄が「〇〇（筆頭所有者氏名）他●名」という表記で発行され、共有者が申請の場合も原則表記は変更しないが、共有者から希望あった場合は納税証明書の備考欄に共有者氏名を付記して対応。（I市）<br>・共有者への納税証明書発行する場合は、共有代表者名をそのまま印字して発行することになる（J市）<br>・共有者への納税証明は共有者名で発行している。（K市）<br>【確認】固定資産税側にて確認のうえ、帳票MTで検討<br><br>・仕様としては未納がないではなく、滞納がないに訂正すべきと考える。（未納：課税後納付されていないもの　滞納：納期限を過ぎて納付のないもの）（H市）<br>・市税の未納がない証明（完納証明）の認証文はどうなりますか？（K市）<br>【事務局】滞納がない証明に修正。<br>【事務局】証証文について帳票MTで整理 |

【仕様書叩き台】標準仕様書（機能） 05_収納管理

| 機能名称 | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | 選定地方団体_機能要件 B市 | C市 | D市 | E市 | H市 | I市 | 標準化振替検討 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 構成員　事前ご意見（抜粋） 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | ・徴収の猶予されているものはその旨記載されることが望ましいと考える。（H市）<br>各市町村で取扱が違うと思いますが「徴収猶予」対象税目・対象年度を指定して納税証明書を発行するときに「徴収猶予中」と記載できれば良いと思います。（K市）<br>**【提案】たたき台に追加する**<br><br>・発行者は市長名か区長名か、オプションになりますか？<br>（当市の場合は、市長名で統一していますが、政令市の場合、区長名で発行しているところがあると思います。）（K市）<br>**【事務局】発行者について、以下のとおりとなるようたたき台を修正する。**<br>**・市町村長及び職務代理者；必須**<br>**・氏名（区の事務所の長）；指定都市オプション**<br>**・総合区の事務所の長、税務に関する事務所の長；オプション**<br><br>・暦年で納付額の証明書を印刷できることも必要と考える。（H市）<br>**【確認】I市の暦年の口座振替済みのお知らせのようなものか。用途は何になるか。**<br><br><確認事項><br>・個人県民税払込明細書とはどういったものか（D市）<br>⇒道府県民税の払込の際に道府県宛に払込通知書を作成しているので、当該通知書作成のために按分率等を設定して出力する処理と思われるが、Excelで計算・作成しており、運用していないため詳細は不明。 |
| 6.2.2. | | 証明書の発行履歴を保持できること。<br>履歴の参照が可能であること。<br>納付額等、交付内容が確認できること。 | 6 | | | | | 35.納付書、納税証明、納付証明、年中額の発行履歴が参照できること。（納付額等発行時の交付内容が分かること。） | 納税証明書に「発行番号」を記載し、帳票交付履歴を管理できること。 | 複数の構成員の仕様に記載がありますが、証明書の発行履歴を後日照会するため、履歴管理機能は必須であると考えます。 | <検討事項><br>①宛名・金額などを変更していた場合、証明書の内容（イメージ含む）の保存の要否について要検討 | ・発行イメージが必要という意見（F市、J市）<br>**【提案】発行イメージの保存をオプションで追加する。** |
| 6.2.3. | | 納税証明書の発布日が納期限と同日の場合、その該当額は、納期未到来額として計算されること。（未納額ゼロにならない） | 6 | | | | | | 納税証明書の発布日と納期限が同日の場合、その該当額は、納期未到来額として計算されること。 | 納期限当日の証明発行の運用想定について、町にて検討したいと考えます。 | <検討事項><br>①納期当日の証明書発行について、一般的な確認の確認 | **【事務局】たたき台の内容は変えずに、表現のみ、**<br>**【APPLIC提案】「納税証明書の発布日が納期限と同日の場合」を「納期限と同日に納税証明書の発行処理を行う場合」に訂正する。**<br><br>・市町村民税が特別徴収の場合は前月までの納付実績により、見込みで作成。それ以外の税目は領収書やロ座引き落とし状況が確認できる通帳に提示があれば発行している（E市）<br>・発行日とは別に消込現在日を持ち、納期限後も数日は納期未到来として扱っている。（F市）<br>**【事務局】窓口で納付が確認出来た場合は金額を変更した納付書で対応が可能（6.1.1.納付書即時発行　の機能で対応可能）** |
| 6.2.4. | 納税証明書発行（市町村民税） | 納税証明書は、普徴・年特・給与特別徴収毎、課税年度毎に内訳が表示できること。<br>特別徴収義務者向けの事業者の納付を反映した証明書が出力できること。 | 6 | 【納税証明]<br>125.特別徴収者の事業所収納を反映した納税証明の発行ができること。 | | 68.住民税特徴者の事業所収納を反映した納税証明書が発行できること。 | | | 納税証明書は、普徴・年特・給与特徴毎、課税年度毎（現年・随時）に内訳が表示できること。 | 納税義務者・特別徴収義務者毎に必要な内訳が表示された証明書の出力が必要となる考えています。 | <検討事項><br>①市町村民税の固有要件として必要十分か | ・給与特別徴収に未納がある場合、特別徴収事業所に責任がある旨を証明書に記載できるとよい。（B市）<br>・特別徴収義務者が完納している場合は、個人についてその納付を反映した証明書が出力されるべきだが、特別徴収義務者が未納の場合、納税義務は特別徴収義務者にあるため、当市では納付税額、未納税額、納期未到来額についてアスタリスク表示させて備考欄に特別徴収中と印字している。（K市）<br>**【確認】B市のように特徴事業所が滞納している旨が記載されればよいか。（詳細は帳票要件で検討）**<br><br>・現行は市都民税の徴収方法（普徴・給与特徴・年金特徴）ごとに内訳は表示されず、年税額のみが記載される仕様。そのため、必ずしも内訳表示が必要とは考えていない。（I市）<br>**【確認】内訳記載自体は問題ないか** |
| 6.2.5. | 納税証明書発行（軽自動車税） | 軽自動車で車検があり、口座振替で引き落としてきたものに、車検用納税証明書を一括または個別で出力できること。<br><br>*マルチペイメントネットワーク、クレジットで納付したものに、車検用納税証明書が一括または個別で出力できること。（金融機関からの一括伝送分は除く）* | 6 | 【納税証明]<br>126.軽自の口座振替済み込み分について、必要な車種のみ継続検査用の納税証明書が作成できること。<br>127.軽自の継続検査用の納税証明書の有効期限を任意に設定できること。<br>129.軽自の口座振替不能通知発行時に納付書に継続検査用の納税証明書を付けて発行すること。 | 9.2.1.3　軽自動車税納税証明書（継続検査用）を発行できること。（ＭＰＮ、クレジット）<br>9.2.1.3　除外設定（車検対象外、発行済、ペイジーの窓口・一括伝送方式分、前年以前の未納あり）ができること<br>9.2.1.3　証明書を発行した該当者については、発行済フラグが管理できること。対象者ファイルが抽出されること。<br>9.2.1.3　領収日・期間・年度、発行済フラグ、車検対象車、該当車両に対しての前年以前の未納有無の選択を行い、該当の証明書が一括印刷できること<br>9.2.1.3　個人または車両を特定した上で、証明書を発行できること<br><br>9.2.2.7　抽出した該当データをもとに、振替済通知と軽自継続検査用証明書が印刷できること。通知内の問い合わせ先を選択できること。発送日を指定して印字できること。<br>9.2.2.7　車検対象外のもの、発行済のもの、該当車両に対して前年以前の未納があるものの場合は通知及び証明書の印刷対象から除外する。 | | 軽自動車で車検があり、口座振替で引き落としてきたものに、車検用納税証明書を発行する機能があること<br>104 郵便番号、住所又は所在地、方書、氏名又は名称、納税義務者名、郵便バーコード、システム上で該当の口座振替の情報を検索できる番号等を記載すること<br>105 送付先を指定している場合は、郵便用の宛名面へ指定した送付先を記載すること<br>106 指定している送付先名称を記載するときは、納税義務者を併記すること<br>107 車検用納税証明であることを示す文面を記載すること<br>※プレ印刷を前提としても可<br>108 通知日・通知者（通常は市長名）を記載すること<br>109 納税証明の有効期限を記載すること<br>※有効期間はパラメータ等で設定可能であること（次年度の口座振替の消し込みまでの日数をふまえた、次回納期限＋営業日を設定する想定）<br>110 納税義務者、対象の軽自動車を特定できる名称等、車輌番号、証明書有効期限を記載すること<br>111 市特有の外字を含め、文字を正しく記載すること<br>112 氏名など、文字数が多く、帳票に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること<br>※８０文字以上表示できる場合はなくても可 | | 車検用納税証明書に限り、氏名・住所の出力有無を選択できること（非表示であっても、車両番号・納付額・納付日が表示されればよい）。<br>※減免・未課税にも対応できること。 | 口座振替、マルチペイメントネットワーク・クレジット納付は、手元に領収書が残らないため、車検用の証明書を発行する必要があると考えています。<br><br>マルチペイメントネットワーク・クレジットは導入しない自治体もあるため、オプション機能を想定しています。 | <検討事項><br>①口座振替納付分については、振替済通知と証明書を同時出力・同封発送する運用が一般的か。<br>②マルチペイメントネットワーク・クレジット納付分については、申請に基づく出力が一般的か。一括出力後、対象者に発送する運用が一般的か。<br><br><確認事項><br>・減免・未課税への対応とはどのような運用か | ①<br>・一体型（B市・D市・K市））<br>・振替済み通知を送っていない。証明書のみ（E市・J市）<br>・車検が必要な車体に限定、同一義務者でまとめられる（F市）<br>・口座振替済通知と車検用納税証明書は別個に出力・送付している運用。口座振替済通知は年に一度、前年1年間の口振結果を翌1月に一括送付するのに対し、車検用納税証明書は口座振替分の収納を確認次第、送付の必要があるため。（I市）<br>**【提案】 車検用に納税が証明されればよいので、口座振替済通知のニーズもあるので、一体型とする。**<br><br>②<br>・納期内納付されたものに限り、一括出力し対象者へ発送する（申請不要）。（B市）<br>・申請に基づく出力を行っている。口座振替納付分以外の納付で、軽自動車税の車検用納税証明書が必要な場合は、納付書に付帯している納税証明書を利用するために窓口で納付するように案内している。クレジット納付した場合には、証明書が発行されないので、市の窓口で証明書を取得するように案内している。マルチペイメントネットワーク、クレジット納付対応機能については、今後需要増が想定されるためオプション化を希望する。（E市）<br>・収納確認次第、対象者へ一括送付する運用。現在はマルチペイメントのみ対応しており、1~2週間毎の期間中に収納した納付済み（かつ過年度未納なし）の対象者に対し、一括で車検用納税証明書を出力・送付している。（I市）<br>・クレジット納付分は指定代理納付者が立替払いを行うスケジュールにより期間を設定して出力し、対象者へ発送している。オプションで構わないが、スマホ納付の場合も領収証書が発行されないため、車検用納税証明書の一括または個別での出力ができること。（K市）<br>**【提案】たたき台のオプションを必須とする。たたき台通り、一括出力と申請に基づく個別出力を必須として記載する。スマホ払いについても必須として記載する。** |
| | | | | | | | | | | | | 軽自動車税の車検用納税証明書を発行できること。ただし軽自動車税（延滞金を含む）に未納がある場合は、発行制限をかけること。非課税の場合でも、車検用納税証明書の発行が出来ること。（K市）<br>一書式の検討になるのかもしれませんが、車検用の納税証明書は国土交通省（旧運輸省）からの要望で全国統一様式を使用しているはずです。一般の納税証明書とは機能を分ける必要があると思います。<br><確認事項><br>・減免・未課税への対応とはどのような運用か<br>⇒減免については、減免の通知書に個別に発行した証明書を同封して発送している。（D市）<br>⇒未課税は申請により発行している。（D市）<br>**【提案】未納がある場合の発行制限についてたたき台に追加する。**<br>**【確認】非課税・減免の場合の証明書の用途について確認。** |
| 6.2.6. | 仮消込への対応 | 消込前の段階でも、仮消込の状況（マルチペイメントネットワーク速報分、コンビニ速報分、窓口納付等オンライン登録分など）で、証明書を出力できること。 | | 【納税証明]<br>120.コンビニ速報分を含めた納税証明書の発行ができること。（速報・確定データの有無の表示）<br>123.消込前の段階でも強制的に証明を発行することも可能とする。 | | 調定・収納状況　収納履歴<br>49.照会画面から、要求履歴や納付履歴、滞納履歴などの履歴照会ができること。納付履歴にて、仮消込データや納付された金融機関コード、支店コードを確認できること。 | | | 仮消込の状況（eLTAX分、コンビニ速報分、窓口納付等オンライン登録分など）が証明書発行時に確認できること。<br>当日納付等の場合でも、即時で納付証明書、納付額証明書を発行できること。 | 仮消込状態での証明書の発行運用については、団体によって考え方が異なると想定します。標準的な運用を検討したいと考えます。 | <検討事項><br>①仮消込状態の金額を証明書に反映することについての要否 | **【提案】仮消込状態の金額を証明書に反映する・しないについては、パラメータ等で選択可能とする。反映しない場合も、金額変更機能（6.2.1）で対応できるようにする。** |
| 6.2.7. | 発行禁止・警告 | 「ＤＶ・ストーカー支援者」等の処理に対し、注意を喚起するメッセージを出力することができること。 | 6 | 【DV対策]<br>115.DV対象者について証明等の出力時に防止策が施されていること。<br>116.社会保険料控除用の納付確認書（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）が作成できること。<br>117.（納付済通知書作成について）再発行等、オンラインで通知作成の際、「見込み」か「確定」かを選択できるようにすること。<br>118.（納付済通知書作成について）オフラインでの通知書の発行操作が容易であること。（収納管理画面に遷移しなくても発行可能。）<br>119.（納付済通知書作成について）「通知不要」を希望している者について、作成が抑制できること。 | | 共通　ＤＶ対応<br>20.「ＤＶ・ストーカー支援者」等の処理に対し、注意を喚起するメッセージを出力することができること。 | | | 証明書・納付書の発行禁止・禁止解除の設定ができること。また、その事由を登録できること。 | 複数の構成員の仕様書にも記載があり、要支援者保護の観点から必須機能であると想定しています。 | <検討事項><br>①収納業務以外で把握するDV・ストーカーに関する情報の反映のさせ方について、運用を確認 | **【事務局】住記と連動する構成員多数。たたき台のままとする。** |
| 6.2.8. | | 証明発行時に一定の条件（滞納者等）により、注意を喚起するメッセージを出力することができること。 | 6 | | | | | | 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。 | 要注意者についても注意喚起は必要と考えますが、どういった条件が適切か検討したいと考えています。 | <検討事項><br>①発行に過さない条件について、要確認 | ①<br>・市県民税か非課税の方が、市県民税の納税証明書を発行する場合（E市）<br>・DV以外に税証明発行禁止の申請を受け付けているため、別コードで管理して、証明発行の際の制御を行っている。（K市）<br>**【確認】一定の条件ではなく、K市のようにフラグ管理することが適当か** |
| 7. 返戻・公示 | | | | | | | | | | | | |
| 7.1. 返戻・公示処理 | | | | | | | | | | | | |
| 7.1.1. | 返戻者情報管理 | 督促状の返戻者情報（調査状況・結果、返戻日、入力日、返戻事由）を管理（参照、登録、修正）できること。 | 10.1 | | 9.2.4.2　税目、期別ごとに督促状の公示送達の処理が行えること | 調定・収納状況　名寄収納状況<br>38.返戻・公示・停止・納期限変更ができること。 | | | 督促状の返戻者情報（調査状況・結果、返戻日、入力日、決裁日、返戻事由等）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 | 督促業務を効率的に実施するため、返戻情報の一元管理は必須機能であると考えます。 | <検討事項><br>①入力を効率化するための仕組みについて採用すべき要件はあるか。（バーコード読み取り等） | **【提案】返戻情報は記事情報として管理できるようにする**<br><br>・バーコードによる効率化を希望する構成員多数（E市等）<br>**【提案】バーコード読み取りによる入力効率化をオプションとして追加する。** |

【仕様書叩き台】標準仕様書（機能） 05_収納管理

| 機能名称 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | 選定地方団体_機能要件 | | | | | | 標準化検討 | | 構成員　叩台ご意見（抜粋） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | B市 | C市 | D市 | E市 | H市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
| | 7.1.2. | 公示送達対象者抽出 | 返戻になった督促状の該当者を公示日で抽出し、公示状態に変更できること。 | | | 9.2.4.2　返戻になった督促状の該当者を公示日で抽出し出力できること。 | | | | 公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。 | 公示送達対象者を適切に把握する必要があるため、対象者を抽出する機能は必須であると考えます。 | ＜検討事項＞<br>①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | ・公示送達処理もバーコード読み取りから処理できることを希望する（E市）<br>**【確認】どのような機能が必要となるか**<br><br>・返戻になった督促状は一旦公示対象として取り込み、その後の調査で再発付した対象者や死亡者、欠損、執行停止等公示を要しない対象者を自動的に削除して公示対象者を確定させる機能。（K市）<br>**【提案】上記をたたき台に追加する**<br><br>・公示で抽出するという意味がよく分かりません。公示予定者を公示予定日などのパラメータで管理して一括登録するということでしょうか？（H市）<br>**【確認】たたき台はD市の仕様から引用。公示予定日という項目でよいか？**<br><br>**【APPLIC提案】オンライン機能にて公示予定日を入力し、その対象をバッチ処理で自動的に公示送達状態とする場合はその旨を記載、返戻日等から自動的に公示日を算出し、公示送達状態とする場合はその旨を記載いただきますようお願いいたします。**<br>**⇒公示予定日を入力する機能をたたき台に追加する** |
| | 7.1.3. | 公示送達処理 | 公示送達の情報（公示日、公示理由等）を管理（参照、登録、修正）できること。<br>公示送達書を作成できること。<br>公示送達一覧表が出力できること。 | 10.6 | 【公示送達】<br>171.公示送達書が作成できること。 | 9.2.4.2　システムに取り込んだ、返戻の情報をもとに公示送達の処理が行えること。<br>9.2.4.2　税目、抽出区分、公示区分、公示送達日を選択でき公示送達一覧表が印刷できること<br>9.2.4.2　公示送達を入力する際に、宛名番号、通知書番号により該当が検索できること。<br>9.2.4.2　公示送達の日付、公示理由が選択できること。<br>9.2.4.2　督促の返戻を一括して取り込める機能があること。 | 調定・収納状況 名寄収納状況<br>38.返戻・公示・停止・納期限変更ができること。 | | | 公示送達の情報（公示日等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | 督促業務の運行のため公示状態を管理するための機能は必須であると考えますが、公示送達書のシステム出力は団体によって差異がある点であると考えます。 | ＜検討事項＞<br>①公示送達書のシステム出力の要否について、確認。（一覧出力があれば、文書自体はシステム出力は必須ではないか）<br><br>＜確認事項＞<br>・返戻情報の一括取り込みとはどういった運用を想定した機能か（C市） | ①<br>・リストがあれば文書は不要（B市・E市・F市・I市）<br>・公示送達書が必要（J市・K市）<br>**【提案】公示送達書（冊子部分）はオプションとして完結する**<br><br>・滞納システムとの連携のため公示送達の情報をデータ出力できることも仕様に明記すべきと考えます。（H市）<br>**【確認】公示送達を記事情報として滞納システムに連携するということか**<br><br>・上記の機能に個別の公示日を入力できること。（K市）<br>・公示日と時効起算日が収納や差押画面、記事等に反映されること。（K市）<br>・公示日ごとに出力ができること。（K市）<br>**【提案】上記をたたき台に追加する**<br><br>＜確認事項＞<br>・返戻情報の一括取り込みとはどういった運用を想定した機能か（C市）<br>⇒ |
| 8. 統計 | | | | | | | | | | | | | |
| 8.1. 統計資料作成 | | | | | | | | | | | | | |
| | 8.1.1. | 各種統計資料作成 | 収入状況調査等の統計帳票の出力ができること | 8 | 【資料作成】<br>114.各種統計資料の出力が可能なこと。集計はＣＳＶデータで出力可能なこと。<br><br>【現年度徴収実績調書】<br>195.現年度賦課したものの調定・納付等を集計し、徴収実績調書を作成する。<br>【収納簿作成】<br>196.滞納繰越分、現年度分の調定・納付等の実績から収納簿を作成する。（EUCでの対応も可）<br>【現年度分収納状況分析】<br>210.<br>①月次地区別納付方法別収納率状況<br>②月次所得階層別世帯人員別収納率状況<br>③月次所得階層別加入人員別収納率状況（国保・後期）<br>【滞納者滞納要因分析】<br>211.<br>①年次地区別納付方法別未納額等状況<br>②年次所得階層別世帯人員別未納額等状況<br>③年次所得階層別加入人員別未納額等状況（国保・後期） | 【対象帳票】<br>・納付分析（納付区分ごとの割合など） | データ抽出機能 データ抽出機能<br>185.科目・日計年月日の範囲指定で、収納額・督促手数料・延滞金を集計した集計表が作成できること。また、ＣＳＶデータとして出力できること。 | 166　都道府県税報告：××税証課徴収条例第13/14条の規則様式（109号～114号）に記載する必要がある項目の情報が得られること<br>他に、下記が必要<br>・税源移譲前と後に分けた都道府県民税収入状況（決算時/月次）<br>※月次では前月25日から翌月24日までの収入のなかで都道府県税該当額を出す必要があることに注意、課税した年度別の集計でも可。<br>・滞納繰越分年度別内訳（決算時）<br>・普通徴収１期の収入状況（納期限までの収入）（８月ごろ）<br><br>167　市税集計：他市・都道府県・国等の照会に回答するための収納情報を集計できること。また内部での分析に使用する集計を行えること。<br><br>181　収納方法（納付書・口座・コンビニ等わけられる範囲で可）別に科目・年度別に、賦課納付額・賦課納付件数を集計する機能があること<br>182　国籍が外国人の、収納率・滞納繰越額・滞納繰越件数を科目・年度別に集計する機能があること | 218.任意に指定する期間で、収入状況調査が帳票及びデータで出力できること。<br>（※設計時に集計方法が細かく指定できること。）<br>出力条件<br>税目毎に出力。ただし、市民税は普徴、給与特徴、年金特徴、還職に分け出力。<br>国保は普徴の一般と退職の医療・介護・支援金、年金特徴の一般と退職の医療・介護・支援金に分け出力。<br>現年度分は調定額を元に、期別単位に集計。<br>過年度分は滞納繰越分調定額を元に、調定年度単位に集計。<br>出力項目<br>収入状況調書:税目、人員、前納税額、区分(期別または調定年度)、調定額(税額と人員)、租収入額、還付支払済額、収入額(本税と本税件数、延滞金と延滞金件数、督促手数料と督促手数料件数)、不納欠損額(税額、件数)、仮来収額、還付未済額、未収額(税額、件数)<br>収入状況調書（別表）:税目、区分(期別または滞繰分)、調定金額、調定件数、収入金額、収入件数、未収金額、未収件数、収入率、収入内訳(納期内収入、納期後10日間収入、納期後11日から督発間収入、督発後10日間収入、督発後11日以降収入毎に金額と件数と率)、納付区分別収入(当初、督催、郵振、コンビニ、窓口、口座、臨戸、証券、銀行、マルペイ、その他毎に金額と率)<br><br>220:外国人について、国籍別に収納状況集計表が出力できること。(集計結果のデータ出力でも可)<br>（市税会計／国保税、現年分／滞繰分に分けて集計）<br>230:任意指定した収入日期間又は領収日期間の収入データを出力する<br>231:出力時点で全税科目ごとのを未納状況をデータ出力する<br>232:各税目の統計資料として国や××県や広域連合に提出する統計資料が作成できること。<br>233:滞納繰越分、現年度分の調定・納付等の実績から収納率の計算のためのデータが作成できること。 | 指定の報告様式で各種統計資料の作成(データ、紙)ができること。<br>ただし、各種統計資料の基となる資料の作成(データ、紙)ができること。 | 収納の状況をとらえるため、統計帳票の出力は必須であると考えます。一方で、定型分以外については EUCでも問題ないと想定しています。<br>国、都道府県への報告以外に、システムからどういったデータを出力するかを検討が必要だと考えます。<br><br>※都道府県調査結果をもとに詳細を検討 | ＜検討事項＞<br>①収入状況調査を中心として、把握すべき情報や抽出条件、出力すべき帳票を検討<br>（システム外で計算・集計している数字も多数あると想定される） | **【事務局】標準的な様式を定義する。詳細は様式RFIにて検討する。また、EUCでの汎用出力を提案する。** |
| 9. その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 9.1. 他業務システム連携 | | | | | | | | | | | | | |
| | 9.1.1. | 滞納システムとの連携 | 収納システムの異動情報（調定情報、納付情報、延滞金等）を滞納管理システムに連携できること。<br>滞納管理システムの異動情報(処分情報、不納欠損情報等)を収納システムに連携できること。 | | | | | | | 滞納システムへ収納情報を連携できること。 | 滞納整理業務を適切に実施し、その結果を収納管理業務として反映するため、滞納管理システムとの双方向の連携は必須であると考えます。 | | ・収納システムと滞納システムは翌営業日には連携されますが、連携時期の想定を伺いたい。（E市）<br>**【事務局】日次の連携を想定**<br><br>・収納システムの督促状発行履歴（削除履歴）を滞納管理システムへ連携できること。（J市）<br>**【提案】たたき台に追加する**<br><br>・他に住基システムからの連携についても収納滞納システム両方が連携できることが必要と考える。（H市）<br>**【事務局】住民記録との連携は前提条件としている。**<br><br>**【事務局】滞納からの連携については、ここに集約する。** |
| 9.2. 他自治体等からの照会 | | | | | | | | | | | | | |
| | 9.2.1. | 各種照会への回答 | *税務署や他自治体からの滞納状況の照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。* | | | | | | | 税務署や他自治体からの滞納状況の照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。 | 一構成員の記載にありますが、税務署や他自治体からの照会に対し、効率的に対応するための機能であると想定されます。<br>規模の大きな団体向けのオプション機能と考えます。 | ＜検討事項＞<br>①収納業務においてどのような照会回答があるか、要確認（I市の運用） | **【事務局】各構成員の意見をふまえ、滞納側の要件とする** |
| 9.3. 納付義務者の拡張管理 | | | | | | | | | | | | | |
| | 9.3.1. | 納税管理人の設定 | 科目毎に相続人代表者、納税管理人を設定できること。<br>死亡者・転出者に対して、設定を行うための対象者を抽出できること。<br>設定済みの対象者を抽出できること。 | | 【納税管理人】<br>201.納税管理人の氏名、開始日、終了日を管理できること。<br>【納管人】<br>113.納管人情報は宛名システムを参照できること。<br>【納税義務の継承】<br>170.納税義務の承継を登録し、納税義務承継通知書が作成できること。 | 宛名管理 業務間連携メニュー<br>26.宛名管理で納税管理人が管理できること<br><br>データ抽出機能 データ抽出機能<br>189.死亡者・転出者に対して代納設定を行うために、代納設定すべき対象者が抽出できること。また、異動年月日、処理年月日の範囲指定や代納設定済の者も抽出ができること。また、ＣＳＶデータとして出力できること。 | | | 科目毎に相続人代表者、納税管理人等の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br>相続人代表者、納税管理人等の情報について、他課設定分も含め収納情報管理の画面でも容易に確認することができること。 | 納税義務者本人が納付できなくなった際に、代理を立てる必要があるため、必須機能と考えます。 | ＜検討事項＞<br>①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | **【事務局】宛名の機微という構成員の意見が多いが、収納側で必要な要件を整理し、共通の要件として集約する**<br><br>・年度単位の設定が必要（K市）<br>**【確認】他の構成員ではどうか**<br><br>・滞納との同期が必要（E市）<br>**【提案】たたき台に追加する**<br><br>その他：<br>相続割合に応じた調定等の振替機能が必要（H市）<br>**【事務局】上記はAPPLICへの調査項目（1.1.0）** |
| | 9.3.2. | 送付先等管理 | 科目毎に送付先、連絡先（電話番号等）を設定できること。 | | 【連絡先・送付先情報】<br>202.連絡先・送付先情報を管理できること。<br>203.税目毎に送付先情報を管理できること。連絡先は複数管理できること<br>【送付先変更】<br>112.送付先の住所は宛名システムを参照できること。 | 宛名管理 業務間連携メニュー<br>27.宛名管理で宛名送付先が管理できること | | | 科目毎に送付先を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | 通知書類の送付先を現住所以外に設定するための要件であり、科目ごとに異なるケースがあると想定されるため、必須機能と考えます。 | ＜検討事項＞<br>①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | ①<br>追加論点なし |
| 9.4. 検索 | | | | | | | | | | | | | |
| | 9.4.1. | 検索対象 | 各科目の調定情報、納付情報、滞納情報、口座情報、還付・充当情報、督促情報及び異動履歴（帳票発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。 | | 【世帯照会】<br>91.世帯員毎（納税管理人を含む）の関係税目、合計調定額、合計収納額、過納額、滞納額、納期未到来額が名寄せで参照できること。<br>【個人照会】<br>92.年度・税目毎の合計調定額、収納額（収納履歴）、滞納額、納期未到来額が参照できること。<br>【税目絞込み】<br>93.表示する税目の絞込みができること。 | 共通 メモ入力<br>21.個人単位でのメモ入力をすることができること。<br>22.「登録日」「有効期限」を管理できること。また、有効期限切れのメモについて表示／非表示を切り替えることが可能なこと。<br>40.メモ画面を呼び出しメモの設定ができること。メモを既に入力している場合は、トレイアイコンがデータ有りのアイコンに変わること。<br>共通 ＤＶ対応<br>18.「ＤＶ・ストーカー支援者」等の設定ができ、照会画面にて文付制限の設定があるメッセージを表示できること。<br>19.現住所について公開／非公開の設定ができること。<br>調定・収納状況 名寄収納状況<br>39.「付箋」の設定（貼り付け）ができること。 | | | 収納に係る諸情報（納税・納付義務者情報（宛名情報、世帯状況、電話番号等）、各科目の収納情報、賦課情報、口座情報、還付・充当情報、及び異動履歴（帳票発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。 | 管理する情報を特定し照会するため必須機能であると考えます。 | | ①<br>追加論点なし |

【仕様書叩き台】標準仕様書（機能） 05 収納管理

| 機能名称 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | 選定地方団体_機能要件 | | | | | | | 標準化検討対 | | 構成員　叩台ご意見（抜粋） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | B市 | C市 | D市 | E市 | H市 | I市 | | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
| | 9.4.2. | 検索条件 | 氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名）、住所（市内・市外）、生年月日、性別、宛名番号、税目、年度、通知書番号、世帯番号、旧姓での検索ができること。 | | 【検索項目】<br>90. 氏名かな、氏名漢字、生年月日、住所、個人番号、世帯番号（以下、共通検索項目という）および税目、年度、納税通知書番号を指定しての検索ができること。また、曖昧検索についても対応できること。 | | 共通 検索<br>1. 検索画面を表示した際の初期カーソル位置をシステム設定により変更することができること。<br><br>2. 検索条件として、「生年月日」「性別」「カナ氏名」「漢字氏名」「個人コード」「世帯コード」等の検索ができること。<br><br>3. 生年月日の検索条件として、「ＳＳ０．１．１生まれ～ＳＳ０．１．２５生まれ」等の範囲を指定することができること。<br><br>4. 検索条件として、「生年月日」＋「性別」等の複合検索ができること。<br><br>5. カナ氏名、漢字氏名については部分検索（前方一致・部分一致）ができること。<br><br>6. 検索上限値を設定しているため、設定値を超える時には関連内の該当者一覧を表示するとともに、上限を超えた旨を表示できること。<br><br>7. 検索条件及び該当者一覧が同一画面で確認できること。<br><br>8. 検索結果を「該当者一覧」「世帯一覧」「同一人物一覧」にて確認できること。 | 基本４情報、町コード、町名カナ、住所または所在地、氏名かなまたは名称かな、通称名かな、生年月日、個人または法人を特定する番号、賦課決定通知書を特定する番号 | | 氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名）、住所（市内・市外）、生年月日、性別、個人（法人）宛名番号、賦定年月、決算期、年度、科目、通知書番号、特徴指定番号、世帯番号、送付番号、軽自動車税標識番号、軽自動車税車台番号等での検索ができること。 | 同上 | ＜検討事項＞<br>①マイナンバー、法人番号での検索は必要か | 【APPLIC提案】マイナンバー、法人番号は必須として差し支えない<br>⇒必須とする。<br><br>・住民区分での検索（D市）<br>・あいまい検索は必要（K市）<br>【提案】たたき台に追加する<br><br>・過誤納整理番号など、各種整理番号での検索（F市）<br>【提案】還付、過誤納などの処理ごとに上記要件を設定する<br><br>その他：<br>【確認】旧姓検索は必要か（APPLICからオプション化の提案）<br><br>【事務局】各税目の課税側の要件と揃えるべきものは揃え、収納側の固有の要件と切り分けて整理する予定 |
| | | | 特別徴収指定番号、車両番号での検索ができること。 | | | | 9. 該当者一覧の表示内容として「氏名」「生年月日」「性別」「住民コード」「記号番号」「住所」が確認できること。また『転出予定者』『転出確定者』『死亡者』といった住民の状態が容易に判別することが可能なこと。<br><br>10. メニューに戻ったり、画面を切り替えることなく、基本画面にて照会、異動、発行の操作が連続してできること。<br><br>11. 旧姓、旧住所等での検索ができること。<br><br>12. 検索結果表示件数の設定ができ、検索結果が設定件数を超えるとメッセージが表示されること。<br><br>13. 検索結果画面において、各項目での分類（降順、昇順の並び替え）ができること。<br><br>14. 初期画面表示時は最新情報が照会できること。<br><br>15. 画面から入力する時に必須入力項目は明示的であること。<br><br>16. 入力エラー時はすべてのエラー項目が明示的であること。<br><br>17. 該当者一覧より選択した住民の世帯状況が同一画面にて表示できること。<br><br>賦定・収納状況 名寄収納状況<br>33. 固定資産税は区分所有者から検索できること。 | | | | 同上 | | ①追加論点なし |
| 9.5. その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9.5.1. | 市長名・職務代理者 | 首長名・職務代理者名を変更できること。<br>変更された首長名、職務代理者名を帳票に印字できること。 | | | | | | | 市長名・職務代理者名を変更できること。<br>また、帳票の改修を行わずに変更された市長名、職務代理者名を印字できること。 | 一構成員の仕様に記載がありますが、首長名や不在時の職務代理者などを通知書や証明書に印字する必要があるため、当該情報を管理する機能は必須であると考えます。 | ＜検討事項＞<br>①記載のない構成員においても、必須機能であるか | ・必須と考える。首長名、職務代理者名だけではなく、電子公印も必要。<br>【事務局】電子公印は共通の要件として定義する |
| | 9.5.2. | EUC | EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。<br>・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。<br>・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 | | 【EUC機能】<br>59. 必要に応じて、ＣＳＶデータ等の切り出しができること。 | | データ抽出機能 データ抽出機能<br>167. 任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出・画面表示できること。<br><br>168. 上記で抽出された結果をＸＬＳ／ＣＳＶ／ＸＭＬ形式でファイル出力できること。<br><br>169. ファイル変換した場合は変換を行った「職員名」「端末ＩＤ」「出力形式」「出力先」をログとして保存できること。 | | | 汎用性の高いEUC機能で抽出条件を職員で任意に設定可能なこと。 | 様々な業務上の工夫、分析を実施するために汎用的な情報抽出機能は必須であると考えます。 | | ・SQLを登録して汎用的にデータを出力できることを使用に明記することがよいと考えます。（H市）<br>・EUCでデータ抽出する際、指定した任意の抽出条件を定型登録、修正できること。（K市）<br>【事務局】EUCの要件は共通で整理する |
| | 9.5.3. | 同一人管理 | 複数の宛名が同一人と特定される場合、同一人の設定ができること。<br>同一人設定された場合、照会画面において名寄せして画面表示できること。 | | 【同定】<br>94. 宛名システムにて同定処理を行った場合、収納システムにおいて同一人物とみなせること。 | | 宛名管理 業務間連携メニュー<br>25. 宛名管理で合算者が管理できること<br><br>調定・収納状況 名寄収納状況<br>37. 同一人物が設定されている場合は名寄せされること。 | | | | 複数の構成員の仕様に記載がありますが、住登外や再転入者など、別の宛名番号が振られている同一人を名寄せし、同一人物として整合をもって対応するため、左記機能は必須であると考えます。 | | ・法人扱いの個人事業者や相続財産法人等の法人と個人本体の名寄せもできる機能（H市）<br>【提案】たたき台に法人と個人の同一人設定も追加する |
| | 9.5.4. | 納税組合 | *納税組合と納税義務者の紐づけができること。納税組合情報は開始日・終了日を設定できること。*<br><br>*納税組合コードによる検索ができること。*<br>*納税組合に所属している納税義務者の情報を参照ができること。*<br><br>*納税組合が解散した場合、一括して脱退できること。*<br><br>*奨励金の計算ができること。*<br><br>*組合ごとの納付状況が把握できること。* | | 【口座・納税組合情報参照】<br>95. 対象者の口座、納税組合情報が参照できること。<br>96. 口座・納税組合情報は申請日、開始日（加入日）、終了日（脱退日）を参照できること。<br>【納税組合】<br>177. 納税組合の検索においては、納税組合コードによる検索ができること。<br>178. 共通検索項目に加え、納税組合コードを指定しての検索ができること。<br>179. 納税組合情報の照会ができること。<br>180. 異動の履歴を参照できること。<br>181. 納税組合に所属している納税組合員の情報を参照できること。<br>182. 納税組合の異動が可能なこと。<br>183. 異動履歴情報を保持できること。<br>184. 納税組合を解散した場合、その組合員も一括して脱退とできること。<br>185. 納税組合開始日、終了日の管理ができること。<br>186. 組合員情報の異動ができること。<br>187異動履歴情報を保持できること。<br>188. 納税組合員の税目、開始日、終了日の管理ができること。<br>189. 奨励金の計算ができること。<br>200. 納税組合名、加入年月日、脱退年月日、処理日を管理できること。<br>208. 納組収納状況リストを作成する | | | | | 納税組合がない自治体もあることから、オプション機能を想定しています。 | ＜検討事項＞<br>①奨励金の計算ロジックは一般的なものがあるか要確認<br>②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | ・奨励金は廃止しているという意見（I市、K市等）<br>【提案】奨励金の計算は削除の上、オプション扱いとする。 |